

## 開業する倶進会会員への祝品贈呈基準

1 趣旨	倶進会員が医院等の開業という新たな出発にあたり、同窓会としてその決断に敬意を表し、俱に祝うため、祝品贈呈基準を定める。
2 贈呈条件	次の条件をすべて満たす場合 1 会員が新規に開業したとき 2 会費の納入実績が3回以上あること
3 贈呈物	本人が希望のものを選択する。(いずれも贈呈札又は刻印付) 1 花 ①胡蝶蘭 ④胡蝶蘭(白)⑤胡蝶蘭(赤リップ)⑥胡蝶蘭(ピンク) ②観葉植物 ⑦パキラ    ⑧ベンジャミン    ⑨オーガスタ ③アレンジメントフラワー ④プリザーブドフラワー ⑩ロゼブルーム    ⑪フレッシュシトラス ⑫エレガントピンク    ⑬ローズブロッサム 2 鏡 ①サイズ：520×270mm アイボリー ②サイズ：520×270mm ブラウン ③サイズ：430×340mm アイボリー ④サイズ：430×340mm ブルー 3 壁掛け時計 ①カーブデザイン ブラウン ②カーブデザイン ナチュラルブラウン ③直線デザイン ブラウン ④直線デザイン ナチュラルブラウン
4 申請手続	1 新規に開業する本人が申請する。 2 指定の申請書類に記載し倶進会事務局に提出する。
5 贈呈時期	申請書に記載された時期及び場所に祝品を送付する。
6 その他	祝品に同じものがない場合は、同等品になります。

注1：開業には、医院開業のほか企業設立等を含む。

注2：倶進会費の納入実績が明確に把握できる場合に限る。

注3：贈呈対象者は平成31年4月以降に開業した者とする。